

令和5年5月9日

保護者の皆様

愛知県立田口高等学校長 田中和宏

新型コロナウイルス感染症の5類移行に伴う感染症対策について

日頃から、本校の教育活動にご理解とご協力を賜り、感謝申し上げます。

さて、令和5年4月28日付けで文部科学省から「学校における新型コロナウイルス感染症に対する衛生管理マニュアル」が通知されました。これをうけて、5月1日付で、県教育委員会から「教育活動の実施等に関するガイドライン」が改訂され、5月8日から適用されました。今後、学校における感染症対策も、このガイドラインに沿って下記のとおり行います。

また、生徒向けに保健だよりを作成しましたので、そちらもご参照ください。

記

1 平時の感染症対策の実施

「健康観察」、「換気の確保」、「手洗い等の手指衛生」、「咳エチケット」及び「清掃」等の感染症対策を行う。

2 新型コロナウイルス感染が判明した場合の対応

(1) 出席停止の措置

ア 出席停止の基準等

感染が確認された者の出席停止の期間は、発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまでを基準とする。出席停止の解除後、発症から10日を経過するまでは、マスクの着用を推奨する。

イ 濃厚接触者の特定は行われなくなるため、同居の家族が感染していても、本人の感染が確認されていない場合は、直ちに出席停止とはしない。

(2) 出席停止の対象者

ア 学校保健安全法第19条の規定に基づく出席停止とする場合

(ア) 感染が判明した者

※ 発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状があることのみをもって、出席停止とはしない。

イ 「非常変災等児童生徒又は保護者の責任に帰すことができない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日」として扱う場合

(ア) 新型コロナウイルスに感染している疑いがある場合や、感染するおそれのある場合

(イ) 医療的ケア児や基礎疾患児について、登校すべきでないと判断された場合

(ウ) 感染が不安で休ませたいと相談のあった児童生徒等について、同居家族に高齢者や基礎疾患がある者がいるなどの事情があって、他に手段がない場合など、合理的な理由があると校長が判断する場合

担当 教頭（西川）

電話 0536-62-0575